

特記仕様書

(日本下水道事業団技術開発実験センター維持管理業務委託)

1. 特記仕様書の適用範囲	この仕様書は、一般仕様書(真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託)(以下「一般仕様書」という。)第1条第3項に定める特記仕様書とし、本特記仕様書に記載されていない事項は一般仕様書によるものとする。
2. 業務名称	令和7～8年度 真岡市水処理センター他2施設維持管理業務委託
3. 履行期限	令和7年4月1日～令和9年3月31日
4. 実施場所	日本下水道事業団技術開発実験センター(真岡市八木岡 1309-2) 及び真岡市水処理センター(真岡市八木岡 1309)
5. 業務の内容	本業務は、以下に示す履行期間及び業務時間において、日本下水道事業団技術開発実験センター(以下「実験センター」という。)の施設及び真岡市水処理センター(以下「水処理センター」という。)の日本下水道事業団が所有する施設を対象に保守点検等を実施するとともに、実験センター内で委託者が行う調査研究の補助作業(軽作業)を行うものである。 履行期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。 業務時間：午前10時00分～午後3時00分 実験センターへの常駐は必須としないが、以下の業務が確実に実施できる体制とすること。 (1) 施設保守点検等 実験センター及び水処理センターの施設を対象に、別紙16の計画に従い、以下の①～⑤の保守点検等の作業を実施する。作業方法は委託者と協議の上で決定すること。また、対象施設又は頻度等に変更・追加がある場合は、委託者と協議して見直しを行うこと。 ①施設の点検(2回/月) 別紙15-1、15-2の点検ルート及び別紙17の点検表に基づき、施設・設備の点検を実施する。異常があった場合は状況写真等を付けて委託者に報告する。 ②電気・水道の検針(1回/月) 実験センター全体の電気・水道使用量の検針を行う。共同研究者が実験センターを利用している場合は、利用者毎に検針を行い、請求書(JS様式)を作成して委託者に提出する。 ③消耗品の状況把握・補充(随時) 実験センターの消耗品の残量を確認し、不足する場合は適宜補充す

る。また、在庫の状況を確認し、不足する場合は委託者に追加支給を依頼する。

- 衛生用品：トイレットペーパー、洗剤、消毒薬
- 複合機関連：用紙、トナーカートリッジ
- その他消耗品

④現地での立会・確認

別紙 16 の計画に示す点検・検針等に立ち会い、状況確認及び委託者への報告を行う。

- 受変電設備点検（偶数月、年 1 回の年次点検時は停電作業あり）
- 警備会社保守点検（年 2 回）
- 消防設備点検（年 2 回）
- ガス検針立会（月 1 回）
- 水道検針立会（奇数月）
- 修繕、補修等の施工業者との調整（適宜）
- 受水槽切替え作業（適宜）
- 原水ポンプ逆回転（し渣詰まり対策）（適宜）
- 井戸ポンプの稼働・停止（適宜）
- 凍結防止対策（適宜）
- 実験設備保守点検（別紙 18、19）
- 補助作業（委託者の指示による）

⑤屋内清掃及び敷地内除草業務

実験センターの建物内の清掃を月 4 回実施する。また、実験センターの敷地の除草を年 3 回実施し、除草作業後に除草剤を散布する。清掃・除草の範囲は別紙 15-2、15-3 に示すとおりとする。

（２）実験設備保守管理・補助作業（軽作業）

①実験設備の保守管理

委託者の調査研究で使用する実験設備の保守点検等を行う。異常があった場合は状況写真等を付けて委託者に報告する。点検項目は別紙 18-1、18-2 を基本とするが、具体的な内容、スケジュール又は対象設備の変更等については委託者との協議により決定する。

②補助作業（軽作業）

委託者の調査研究に係る補助作業を行う。作業内容は別紙 19-1、19-2 のとおりを基本とするが、具体的な内容は委託者と協議して決定する。また、対象となる実験設備に変更や追加がある場合についても、委託者と協議して見直しを行う。

6. 提出図書

作業日毎の実施内容（日報等）、保守点検結果（点検表等）、写真等を取りまとめた報告書を毎月作成し、1 部委託者へ提出する。報告書は、Microsoft Word 又は Microsoft Excel により作成するものとする。